

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 1 月 27 日（水）午前 9 時 58 分～午後 0 時 30 分

休 憩 午後 0 時 05 分～午後 0 時 12 分

会 場 高浜市議事堂

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、  
4 番 浅岡 保夫、 5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、  
7 番 柴田 耕一、 10 番 杉浦 敏和、 11 番 神谷 直子、  
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、  
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー （議長）幸前 信雄、（副議長）杉浦 辰夫

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 主幹、行政 G 主事、  
福祉部長、保健福祉 G L、保健福祉 G 主幹、  
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、学校経営 G L

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

## 6. 付議事項

### 1 報告及び連絡事項

- ① 新庁舎の瓦の使用について
- ② 新庁舎の工事進捗状況について
- ③ 高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会のアンケート集計結果について
- ④ 高浜小学校等整備事業基本計画（案）について
- ⑤ 勤労青少年ホーム等の跡地活用について
- ⑥ 医療法人豊田会との新たな協定に向けての高浜市の要望事項について

### 2 協議事項

### 3 審査事項

### 4 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。本日

の案件はお手元に配布されております付議事項のとおりです。

## 《議 題》

### 1 報告及び連絡事項

#### ① 新庁舎の瓦の使用について

委員長 お手元に資料1から資料6まで配布させていただいておりますので、そちらをごらんください。本日の議事としては初めに資料1、新庁舎の瓦の使用についての説明、そのあとに質疑。続いて資料2新庁舎の工事進捗状況についての説明。そのあとに質疑と、1項目ずつ資料1から資料6まで順に行っていきますのでよろしくお願いをいたします。それでは資料1から説明をお願いいたします。

説（行政 主幹） それでは①新庁舎の瓦の使用について、を説明させていただきます。資料1をお願いします。瓦の使用箇所についてでございますが、瓦の使用箇所につきましては平成27年8月の公共施設あり方検討特別委員会で報告させていただきましたとおり図面①から④までが愛陶工さんより瓦の支給をいただける箇所、会議棟屋根につきましては事業費に含んでいる箇所、変更はありません。瓦の種類につきましては、愛陶工さんよりデザイナーさんの意向により決めていただきたいというお話がありまして、当初④屋上目隠しフェンスには陶器瓦の銀黒で進めてまいりましたが、現段階ではいぶし瓦の材料提供をしますと愛陶工さんよりお話がありましたことから、全ていぶし瓦で施工することとしております。図面①の瓦ひろば大庇は野地板なしで、瓦の裏側が見えるようなデザインで計画をしております。防水層がないので雨の侵入が心配されることから、瓦の重なり大きい中深瓦の提供を検討しているところです。図面②の1階東側腰壁には、小端建て瓦から平板瓦などいろいろな種類の瓦を組み合わせたデザインを検討しているところがございます。③の北側スロープ壁では小端建て瓦を用いたデザインを検討しているところがございます。④の屋上目隠しフェンスにつきましては、平板瓦を提供いただけるということです。瓦のデザインができましたら、愛陶工さんと調整すること

となっております。なお瓦の施工につきましては、事業費に含まれております  
会議棟屋根などは、愛陶工さんから御紹介を受けた職人さんで施工すると聞いて  
おります。鬼瓦につきましては市、事業者、若鬼師会と打ち合わせをしてい  
ます。会議棟屋根、瓦ひろばで使用していきます。若鬼師会の高浜会員 13 名で  
一人一つつくりたいというお話がありましたので、その方向で検討しているところ  
でございます。図面には記載ございませんが、既設庁舎の市民生活グループの西側壁面にある瓦のモニュメントにつきましては一部を取り外し、新庁舎  
の内側に設置するという事で検討をしております。以上で、瓦の使用箇所の  
説明を終わります。

委員長 それではただいまの説明に対して、何か御質問があればお願いをいた  
します。よろしいですね。

問（11） 御説明ありがとうございます。これの瓦ですけれども、そもそも誰  
のためにどうしてつけたいということを思われて、この瓦の設置を進めてみえ  
ますか。

答（副市長） 私ども当初の計画は、この会議室等のところに三州瓦を使うと  
いうことで進んでまいりました。その進めていく中で地元の瓦業界、愛陶工さ  
んから三州瓦の産地である高浜の市役所にできる限り瓦を使っていたきたい  
という御要望がございました。そういう中で進めてきたことでございますので、  
御理解をいただきたいと思えます。

問（11） ありがとうございます。なぜそれを聞いたかと申しますと、その地  
場産業である瓦というのがどなたに広めていきたいのか、これ北側からの立面  
図がありますが、この北面が高浜市外の方もよく通られるのかなと、どこま  
で見たらそれがよりアピールができるのかなと不思議に思ったのでお聞きし  
ましたが、そのPR効果がより良い瓦の使い方をしたほうがいいのかと思  
いまして質問したものです。これはどなたに向けてPRしたいかがちょっと明確  
になりませんでしたので、どなたにどうPRするにしても効果的な使い方だ  
と思われていますか。

答（行政 主幹） 瓦の使い方につきましては三州瓦を広めるということで、  
でき得る限り庁舎で使えるところは使っていきたいと考えております。あと、

瓦の見える位置なんですけれども北側、南側、東側からも会議室等屋根ですとか、見えるような形の瓦の配置にはなっておると考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので。

## ② 新庁舎の工事進捗状況について

委員長 説明をお願いいたします。

説（行政 主幹） それでは②新庁舎の工事進捗状況について資料2、工程について説明をさせていただきます。起工式が10月6日に開催され11月から仮囲い、地下駐車場のスラブの補強など、現場での作業が開始されております。完成までの工程につきましては平成29年1月4日の供用開始までが1期工事、既設建物を解体して会議棟建設、外構整備が完了します29年9月末を2期工事として報告をさせていただいているところではありますが、本日お配りしました資料につきましては、1期工事についての詳細工程となります。工程の主な工事の概要につきましては12月に杭の施工が完了し、1月は基礎掘削工事、2月は基礎鉄筋配筋・コンクリートの打設、3月から基礎埋戻し、鉄骨の建て方、5月は外壁張、6月から防水、内装工事、9月は設備機器等の器具の取り付け、10月から完了検査、システム調整など引っ越しの準備となります。工程表にはございませんが12月28日の業務終了後から1月3日までを引越し期間とし1月4日の供用開始を迎えます。工程の進捗状況につきましては、現在のところ予定どおり進んでおります。2期工事の詳細工程につきましては、事業者と調整後の報告となりますのでよろしく申し上げます。いきいき広場の工程につきましては6月より1階の会議室の改修から始めることを予定しておりますが、3階の改修は市が行う雨漏りの修繕、空調改修と夏休み期間の子育て支援での部屋の使用の関係から現在調整中でありますので、調整後詳細工程の作成とな

りますのでよろしく申し上げます。以上で工程の説明を終わります。

委員長 ただいまの説明に対して、何か質問があればお願いいたします。

問（２） 質問ではありませんけれども、この工事を進行するに当たって業者側から安全管理体制という書類が出ているはずなんで、それを後日で結構ですからコピーを提示いただきたいと思います。それから市の御担当者の方がどういう形でかかわっておられるかということ、その資料に書いてあればいいですが書いてないようだったらそこに書きこんでいただいて御提示いただきたいと思います。それから指導の一つとして当然現場の責任者の方と打ち合わせをされていると思いますけれども、どういう頻度で打ち合わせをやっているかだけ、ちょっと教えてください。

説（行政 主幹） 先ほど委員から言われました資料につきましては後日、提出させていただきます。それから市との打ち合わせ頻度につきましては週１回、毎週水曜日の昼からですけれども、工程打ち合わせということで定例的には行っております。それから必要に応じて、必要なときにはその都度打ち合わせをしていくとなっております。

委員長 ほかに。

問（１２） かなり専門的な。

委員長 すいません、マイクをお願いします。

問（１２） かなり専門用語が書かれておりますので、いろいろわかりにくいところがございます。今、お隣に聞きましたらALCは外壁だということをお教えいただきましたが、この下のほうの細かな下の真ん中の土工事というところに山留親杭、杭打ちだということは何となくわかりますが出ています。これ何と読むのか、どういう意味なのか。それから次に何ていいますか、根っこ伐採のあれが出ています。これ何て読むのかとか、ちょっとそういうところ、その下のところに耐圧コンとかいろいろ載っていますが、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

答（総務部） 今回このスケジュールは、お出ししたという意味は起工式が終わってから進捗状況が一体どうなっているんだという状況を適切に委員の皆様方にお知らせしたいという趣旨で、これをスケジュールどおりに進んでいると

いう状況をお示しさせていただきました。今、内藤委員の質問につきましては個別に説明をさせていただきたいと思いますので、行政グループにお越しただければと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長、ほかに質問がないようですので、資料2の工事進捗状況についての質疑を打ち切ります。

③ 高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会のアンケート集計結果について

委員長 説明、報告をお願いいたします。

説（行政） それではまず高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会のアンケート集計結果について、御説明をさせていただきます。ホッチキス止めしてございますA4の資料3の1枚目をお願いいたします。市民説明会につきましては昨年11月4日高浜小学校区を皮切りに本年1月14日の翼小学校区まで5地区において、延べ593名の方の参加をいただきました。この参加者数には市職員、教職員、議員の皆様も含まれているのと、複数の地区に参加された市民の方がお見えになることは申し添えをさせていただきます。アンケート結果でございますが、参加されました年齢につきましては60代、70代が最も多く、合わせますと58パーセントと半数を超えており、市民の方からのアンケートの中でも、高齢者ばかりで若い人の参加が少ないというような御意見もございまして、今後市民説明会のあり方として開催日時の設定や若い人に関心を持っていただくような周知方法を検討する必要があると感じてございます。裏面をお願いいたします。問4でございますが、市では公共施設の複合化や集約化を図り、学校を地域コミュニティの拠点とした新たなまちづくりを進めていくことに対しまして、その結果は現状維持を図るべきと回答した方が7パーセン

トであるのに対し、複合化や集約化を図るべきと回答した方が 68 パーセントで、このことからおおむね御理解をいただいたものと認識してございます。今回の数値につきましては前年度に実施しましたアンケートにおいて、今回と同様の設問に対しまして、学校施設へ複合化や集約化を図るべきと回答した方が 89 パーセントであったことを踏まえますと、今回の説明会では中央公民館や高浜分院といった個別の施設についての具体的な考え方を御説明させていただいたこともあり、前年度の総論を中心とした説明内容から一步踏み込んで各論に入ったということもございまして数値が 20 ポイントほど下がったのではないかと考えられます。ただいま申し上げました下がった 20 ポイントというのは、その他として回答されていると考えられまして、このその他の回答の傾向といたしまして複合化、集約化の必要性は一定の理解はするけれども、個別の施設について反対、複合化により安全確保や駐車場スペースの確保などに不安が感じられるということで各論に入っておりますと、こうした不安材料が懸念されるということで、その他として回答されたと考えられてございます。今後具体的な取り組みといたしまして、モデル事業として進めております高浜小学校の複合化を見ていただく中で、公共施設のあり方の取り組みを御理解いただけるよう進めてまいります。次にアンケートに寄せられました意見の傾向を、御説明をさせていただきます。3 つに大別をさせていただいて御説明をいたしますとまず 1 点目、公共施設のあり方に関する意見として、市の財政状況を見据え取り組みを進めていくべきという意見が多くみられること。一方で市民への説明機会や複合化等を進めていく中で、市民との意見交換の機会をふやすべきとなっております。次に 2 点目、学校の複合化に関する意見といたしましては複合化、集約化に対して一定の理解はいたしますが、児童の安全や複合化による駐車場の確保ということに対して不安を感じている方が見えるという状況でございます。この意見に対しましては児童の安全は第 1 優先に考えてまいります。この意見に対しましては児童の安全が確保できるという事例もございまして、複合化により不審者を排除できるような体制を整備することで児童の安全を確保していくということも御理解いただけるよう説明してまいります。最後に 3 点目、中央公民館、病院に関する意見といたしまし



ては中央公民館の解体に理解のある方が病院建設にも賛成をされまして、また解体に反対という方は建設も反対となつてございまして、一方で賛成、一方で反対という方は少数となつてございます。反対意見の中でも市民の意見を聞くべきという意見が多くなつてございます。こういった意見の傾向からは、総論賛成という中で各論に入つてまいりますと、立ち位置によってそれぞれのお考えをお持ちになつていらっしゃる方がおみえになるということで今後、公共施設のあり方の取り組みを市民の方に御理解をしていただくため、意見交換の場の提供など、説明会のあり方についても検討していく必要があると考えてございます。2枚目以降につきましては、各小学校区ごとのアンケート結果と質問、意見の内容をまとめてございます。内容もボリュームも多くなつてございますので、後ほどごらんをいただければと思います。このアンケート結果につきましては現在、市の公式ホームページにおきまして翼小学校区を除く4小学校区でのアンケート結果及び質問内容について掲載をしております。さらに高浜、高取の2小学校区におきましては質問に対する回答も掲載しておりますので、よろしくお願いをいたします。最後に説明会の実施状況について御説明をいたしますので、資料の最後のページをお願いをいたします。説明会の実施状況でございますが、各小学校区ごとの地区説明会及び市から出向いてまいりまして町内会様に対して御説明をさせていただいてございまして、これまで16回開催をいたしております。現在のところ2月13日に清水町の町内会さんに対しまして説明させていただく予定でございまして、この清水町さんまで含めますとおおよそ909名ほどの参加をいただくというような状況でございます。また参考としてその下に出前講座等も実施してございまして、生きがい教室健康講話を始め、商工会、ライオンズクラブ、高浜市総合サービス、高浜市シルバー人材センター様に対しまして合計262名の方に御説明をさせていただいているというところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 ただいまの市民説明会のアンケート集計結果について御質問がある方、お願いをいたします。

問(6) 説明ありがとうございます。私も各説明会の会場に参加させていただきましたけれどもその中で意見が出たのが、これで説明会が終わりかと、そ

ういったような意見を出してみえた方がおりましたけれども、これまでの住民説明会は高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会ということで、あくまでもあり方を示したということですが、説明責任を果たすという意味でも改めてこれらの関係図だとか何とかそういったのを踏まえて、地区の説明会を開く考え方があるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

答（行政） ただいまの御説明の中にもさせていただきましたけれども今回のその参加されました結果からは、おおむね7割近くの方が御理解をいただいているというような認識でございますので、また今回のような説明会は考えてございません。ただ今後、高浜小学校等の整備もございますので、そちらにつきましてはまた関係者の方だとかそういった方との意見交換の場を設けていきたいとは考えてございます。

問（6） 今、この間の説明会のあれについてはまた改めて説明会を開くということは考えていないというお話でしたけれども今後、病院との新たな協定や道路の概要が決まってくれば今までいろいろと話が出ていましたように、病院の必要だという方もみえれば、病院はいいじゃないかという方もおみえになりまして、その辺のところを踏まえてそういったことがきちっと決まった段階では再度説明会を開くかどうかお伺いします。

答（副市長） 今、黒川委員から病院ということで具体的に出ました。その面についてはこの公共施設のあり方のこととは別で、こういう病院になるということは説明をする機会が必要だろうという認識をしております。

委員長 ほかに。

問（12） 先ほど年齢のところの説明がありましたが、要するに20代、30代、40代もですが、若い年齢層の方たちが非常に説明会にみえている方が少ないんですね。私が地域でといいますか会った方でも、年配の方も知らないと言われた方がありましたけれども30代、40代の方でも、いや知らなかったと言われた方が結構あるんです。そういう方たちにやっぱりきちんと説明をする必要があると思うんですが、そういう点ではどのように考えてみえるんですか。

答（総務部） 結果として若い世代の参加が少ないということで、これは説明会に限らずいろんな行政のサービスだとか、新たに何かをやっていこうという

御意見をいただくときには非常に大きな問題でありまして、これを解決するという方法というのは、いろいろ各部署で検討してきても実際は非常に難しい。というのはそこへ来た方々は既に仕事についておみえになりますので、非常にそういった点からみても難しい。また、行政に関する関心度といったものも若干薄いというような面もございます。なかなかいい方法がありませんが、それぞれそういった方々にも参加していただけるようなことはさらに継続して考えていかなければならないと思っております。また内藤委員におかれましても、そういったいい考え方がもしあるのであれば私どもに御意見をいただければと思います。

問（12） 何と言いますかこの参加者数をみても約 1,000 人ですからまだまだ不十分だと、今言ったように不十分なところが今度も、ですから説明会をやって、説明会でいろんな意見が出て、こうなったっていう先ほども意見が出されましたが、そういう説明会もまだまだ必要ではないかと思うんですがその点ではどう考えてみえるのでしょうか。

答（総務部） 冒頭でリーダーから説明がございましたが、まずこの公共施設のあり方計画をつくりまして地区説明会をやったとき確か 146 名、全体でその数字がまとまっておりますが今回ごらんのとおりの 593 ということで、これは数字が多いかどうかは私はわかりません。基準がありませんので、ただきょうの資料のところにもありますように最後のページに各町内会でも出向きましたし、また出前講座の実施をし、1,000 人を超える方々に説明をさせていただいて御意見をいただいておりますということで、私どもとしましてもこれは十分な結果ではないと思っておりますが、だからこの説明会のあり方につきましては今後もどういった形がいいのかまた考えていかなければならない課題であると捉えております。

委員長 ほかに。

問（11） これも、今後このアンケート結果はどう使われるのでしょうか。

答（行政） 今回、いただきましたアンケート結果の内容でございますけれども、先ほども少し御説明させていただきましたが質問の内容等といったものは公式のホームページへ掲載をさせていただいております。これをあと 3 小学校

区の質問の回答もしっかりまたホームページに公表させていただきますのでよろしく願いいたします。今回いただきました御意見は今後この取り組みを進めていくに当たって参考とさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

問（11） ありがとうございます。ホームページに掲載されるとのことでしたが、そのホームページに掲載されますよという告知、もしくはお知らせはどのような形でされますか。

答（行政） こちらは、広報等に案内とかそういったものはさせていただきたいということ、説明会の中でも参加された方に対しましては、アンケートを公表させていただきますというようなことは御説明させていただいております。委員長 ほかに。

問（5） いろいろな市民の皆さんの意見がこちらを拝見していると出ておるんですけれども、市としてその意見をどう生かしていくのか。先ほど、参考にするとおっしゃられたんですけれども、どう生かしていくか教えていただけますか。

答（行政） この質問をいただいた中では、それぞれのお立場の中で御意見をいただいているというところがございます。この私どもも公共施設のマネジメントを進めていく上ではやはりその総量圧縮だとか、この計画を進めるためには総量圧縮、そういったものを何とか市民の皆様の御理解をいただきながら着実に進めていけるような形では考えてございます。多くの質問の内容につきましては、真摯に向かって対応していきたいなというようには思っています。

問（5） ありがとうございます。市民の皆さんの意見を真摯に聞くということですが、今の全体のこの計画の中で具体的に市民の皆さんの意見を聞いて変更するとか一部見直しをするといった点は、現在考えておりますでしょうか。

答（行政） 現在のところではございません。

問（5） やっぱり市民の皆さんの意見というのはすごく大事だと、一番大事なものと考えております。その中で市は今のところ何も考えていないということですが、もう少し具体的に説明をお願いします。

答（総務部） こういった、いろいろな御意見をいただきました。それで今後の進め方でございますが、公共施設の推進プランというのがございます。その中で今からは各論に入っていきますので、今までの地区説明会は総論の話であって今からは個々の施設の具体化に向けて進めてまいりますので、その推進プランにおいて移行期間というのが定めてございます。それは御承知のとおりでございます。その移行期間というのは3年だとか4年だとか、そういう年数が定めてありますのでそこで直接施設の利用者様の御意見が入ってきて行政と協議し、それがもう少しその期間で廃止する期間を延ばすだとか、今後の跡地活用をどう、その施設の利用がどうなるのか、こういった進めていく形になります。以上でございます。

問（5） わかりました、ありがとうございます。おっしゃるとおり総論も大事だと思うんですが、各論に対しても十分市民の皆様の理解を得られないといけないと思っております。各論、各論とおっしゃいますけれどもすごく重要なところもあって市を大きく左右する、財源とかもかかってくるしこれから本当に重要な部分を決定することがあるので、そこら辺十分市民の皆さんの意見を大切に聞いていただきたいと思えます。その中で今中央公民館という問題があって、そこで本当に市民の皆さんの意見、これを見た中でもたくさん書いてあって、その辺の各論とおっしゃいますけどここはまた重要なものと、これだけ市民の皆さんの意見が出ているので、その辺のことについて市はどう考えているのか、少し教えてもらえませんかでしょうか。

答（副市長） 私ども今回地区説明会に出たんですけれども、やはりその病院の関係と中央公民館につきましては将来の財政負担等を考慮いたしますと、この件については市として、市の財政を預かる職員としてもこの私どもの考え方でお願いをさせていただきたいということです。あとの分、その小学校に集約させていく施設等については、その時期になれば当然利用者と皆様の意見を聞いてやっていくということを申し上げていったところであります。

問（5） わかりました。市民の皆さんにお願いをするというのであれば、やっぱりもう少しすごく高浜を丁寧に説明していただいているとは思いますが、もっとさらに市民の皆さんの理解を得るように説明をもっともっと重

ねて、市民の皆さんの意見をさらに聞くという姿勢を見せていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

答（副市長） 5回の地区説明会に、毎回出席をされている方もおみえになります。5回続けてやってきて、私どもも誠心誠意お答えをさせていただいたと思っておりますが、どうしても最後のところで意見が交わるということが見いだせない方もおいでになります。今後それを続けても非常に難しいだろうと、意見統一というのは非常に難しいだろうというように判断をしております、ただ先ほど黒川委員がおっしゃられましたように病院の具体的な方向性が決まれば、これについてはやはり市民の皆様にご説明する機会は必要だろうと思っております。

意（5） わかりました。さらにやっぱり市民の皆さんの意見、理解をもっと得られるように、市がこれを進めるのがどうしていいのかというところをもっと出すとか、さらに説明を市民の皆さんの理解を得られるような説明をさらにしていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） 高浜市には住民自治基本条例でしたか、行政と議会や市民が一緒になって理解し合って進めていくっていう条文もございます。そういう面からいくとこのアンケートを見てもまだまだ本当にしっかり、何て言いますか理解されたとは思えないんですが、そういう点はどのように考えてみえるのでしょうか。

答（総務部） ただいまの御質問ですがやはり全部、全ての市民の皆さんに理解をいただくということは非常に難しい。それぞれの立ち位置がございますので、できるだけ多くの方に御理解をいただくためにこの地区説明会というものを開催をさせていただいております。以上です。

委員長 ほかに

質 疑 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、公共施設のあり方を考える市民説明

会のアンケート集計結果についての質疑を打ち切ります。

④ 高浜小学校等整備事業基本計画（案）について

委員長 説明をお願いいたします。

説（行政） それでは④、高浜小学校等整備事業基本計画（案）について御説明をさせていただきます。高浜小学校等整備事業につきましては、高浜市が考えております公共施設のあり方の複合化のモデルとして、これまで検討を進めてまいりました。本日は高浜小学校の複合化に当たりまして、複合化を対象とした機能やその方向性を御説明させていただくとともに、施設整備の基本的な考え方をまとめた基本計画案と、現在行政として考えておりますイメージ案、事業の全体スケジュールを御説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。それでは、資料4-1「複合化対象施設別の施設複合化の方向性」の資料をお願いいたします。この表は高浜小学校に複合化を検討している公共施設の中で、複合化について昨年度に実施をいたしました施設利用者等、市民とのワークショップや教職員、学校施設検討部会においてこれまで検討してきました結果をまとめたものでございます。基本的には総量圧縮及びコスト縮減を図るという方針により検討を進めてまいりましたが、小学校の敷地等を考慮する中で最終的にまとめたものでございます。表の一番左にはこれまで地区説明会等でも検討対象として掲げておりました施設を列記してございます。それでは順に説明させていただきます。初めに高浜小学校につきましては耐久度調査の結果を踏まえ、学校施設全体を建て替えるとして校舎、体育館等を整備してまいります。なお屋外プールにつきましては年間の維持管理コスト、今後生じてまいります大規模改修や建て替えなどの更新コストに対し、使用期間が数カ月に限定されるといったことからその費用対効果、また公共施設マネジメント基本方針の5つの柱にあります新たな運営方式として、民間活力による効率化の促進という観点からプールは設置をせず、民間施設を活用した水泳授業へ転換するとしてございます。次に大山公民館、中央公民館、老人憩の家、IT工房くりっく、ものづくり工房あかおにどんにつきましては施設機能を小学校へ移

転するとして、体育館はホールとしての利用も想定をさせていただくとともに集会室等を整備し他の集会、交流施設と共有し、単独での施設整備は行わないと考えてございます。体育センター及び中央児童センターにつきましては施設機能を移転いたしますが、体育センターの機能はサブアリーナを整備し、児童センター、児童クラブにつきましては複合施設として整備することを考えてございます。高浜幼稚園につきましては認定こども園として建て替えることを想定しており、また民設民営といったことも想定してございまして、現時点では事業の中に含めてございますが民間事業者による運営を想定していることもございまして、独立棟での施設整備を考えてございます。最後に図書館及びいちごプラザでございますが、複合化の検討を行う中で既存のスペースを圧縮することを考慮してもその機能確保に必要なスペースを確保することが困難であったこと、また総事業費の削減が図れないといったことから複合化の対象外とさせていただいております。図書館といちごプラザの機能移転につきましては次の議題⑤でも御説明させていただきますが、市庁舎整備に伴いこども未来部及び教育委員会がいきいき広場へ移転することもございまして、子育て支援、生涯学習の拠点整備がされることを踏まえて、関連施設として機能移転するといったことを検討をしております。それでは「高浜小学校等整備事業基本計画（案）」について御説明させていただきますので、資料4-2をお願いいたします。こちらの3ページをお願いいたしますが、本事業の背景でございます。高浜小学校は昭和34年に南校舎、昭和42年に北校舎、昭和45年に体育館が建設され、また昭和60年に中校舎が建設をされております。南校舎は建設後57年を経過するなど耐震工事は完了しているものの躯体や外壁の欠落、鉄筋の露出等著しく老朽化が進行しており、一日も早い建て替えが求められてございます。高浜市公共施設あり方計画（案）の中では、高浜小学校の整備については老朽化が顕著な小学校の建て替えに合わせ、他の公共施設との複合化を図るためのモデルケースとして位置付けており、このことは高浜市教育基本構想や、新しい地域活動拠点の形成を目指してとした基本方針にも小学校を核とした整備についての考え方を示してございます。高浜小学校等整備事業はこうした考え方を踏まえ、高浜小学校を核とした多目的利用ができる施設を整備、創出す



ることを目的に実施するものでございます。次に（３）基本計画の策定経緯でございますが、本基本計画の作成に当たり市では、公共施設あり方推進本部会議の下に学校施設検討部会を組織し、また市教育委員会において組織しております教育環境整備検討委員会や施設を所管するグループ職員において、学校施設に関わる基本性能や機能の複合化、集約化の検討を行ってまいりました。また昨年度高浜小学校のPTAや教職員、施設を利用している市民等による学校施設検討部会ワークショップを開催をいたしまして、高浜小学校の建て替えや複合化のあり方に関する意見交換を行い、昨年平成27年8月に高浜小学校複合化施設整備検討結果報告書を取りまとめたところでございます。この報告書につきましては、昨年8月21日開催の本特別委員会において御説明をさせていただいたところでございます。本基本計画（案）は学校施設及び複合化について、これまでに検討してきた内容を踏まえ集約、複合化する施設の機能、規模、内容の最終決定を行い、施設配置や建て替え工程に係る基本的な考え方や条件等を整理したものでございます。4ページから14ページまでは事業の前提条件の整理として人口動向、児童数、乳幼児数等の動向、また敷地条件を整理してございますので、後ほどごらんいただければと思います。それでは申しわけございませんが、資料15ページをお願いいたします。施設整備の目標ということで①本事業の基本理念でございます。高浜市教育基本構想では「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」を高浜教育ビジョンとし、今後の高浜市の発展のため「学校は自らの責務である幼児・児童・生徒の育成という営みを通じて、未来の自立的市民の育成を果たしていくとともに、まちづくりの拠点として、環境創造の基地である必要がある」としてございます。特に学校の教育環境を構築していく上では「各学校が、地域のもつ伝統や文化を伝承し、地場産業を継承し、さらに新たな文化を創造する拠点となって、家庭や地域と手を携えた教育を推進し、魅力と活気にあふれたまちづくりに貢献すること」とし、「学校を『学びの拠点』とし、地域の活動を行う場、地域の住民が子どもたちと交流する場」とすることを重視してございます。本事業はこの教育基本構想における考え方を前提としつつ、施設の複合化による効果を最大限引き出すため、以下の5つの基本理念を踏まえて実施するものと

してございます。まずアとしまして「学習環境の多様化・様々な施設利用ニーズに柔軟に対応できる学校施設の実現」では、これまでのような単一目的を想定した学校施設から多様な利活用が可能な学校施設へと転換することで、本施設が市民、学校、行政、民間のさまざまなニーズを受け入れ、多様な活動を生み出す場となることを目指してございます。イといたしまして「高浜小学校区を単位としたまちづくりの拠点施設を形成」では、学校施設に地域のコミュニティの核となる機能を複合化することにより小学校区が一つのコミュニティの単位となり、さまざまな地域活動やまちづくりの拠点となることを目指してございます。ウといたしまして「地域の交流拠点づくり」では、地域の人々に開放できる施設や利用できるスペースを確保することにより、本施設が高齢者、親世代、子供、地域住民が集える交流の拠点となることを目指しております。エといたしまして「避難所機能の確保」では、学校は災害時における避難所としての役割が求められており、災害に強い施設とし体育館等を災害発生時に一定期間滞在することが可能なような機能を備える等により、本施設の避難所機能の確保を目指しております。オといたしまして「行政・民間が協議し、サービス内容・運営方法等を決定」では、複合化によるサービス内容や運営方法等について事業の担い手となる地域団体や民間事業者等の知恵や創意工夫、活力等を引き出し、官民それぞれの長所を最大限生かした運営体制の構築を目指しております。16 ページをお願いいたします。本事業におけます施設整備の考え方でございますが、本事業では高浜小学校を中心とした複合化を通じ地域拠点としての機能の向上を図り、施設利用や維持管理、運営を想定した効果的、効率的な施設の整備の実現を図るものとしております。また 17 ページには現在複合化を考えております対象施設の複合化の方針をまとめており、先ほど冒頭に説明させていただいた内容ですのでよろしく願いをいたします。18 ページをお願いをいたします。本事業で整備する施設の概要を示しております。なお（仮称）高浜こども園につきましては、民設の可能性を含め整備手法の検討を行うとしております。21 ページをお願いをいたします。施設整備の方針でございますが、基本方針として4点挙げてございます。アといたしまして「豊かで伸び伸びと過ごせる学習環境の形成」では、1点目として小学校と公共施設と

の複合化により、施設の合築等による敷地の有効利用や日照確保に最大限配慮した施設配置とする等により、子供たちが伸び伸びと快適に過ごすことのできる学習環境を確保いたします。2点目として運動、競技スペースや遊具、広場、園庭空間を最大限考慮し、子供たちが屋外で伸び伸びと安心して活動できるよう屋外空間を効果的に配置、確保するとし、日照、周囲の建物による圧迫感、車両交通の危険性等に十分配慮し、施設全体の効率的な施設配置を行う。3点目として建物は自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、特に地場産業である三州瓦等の採用を積極的に図ることにより、景観性及び文化性を重視する。4点目として外構及び建物内には統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うとしております。伊といたしまして「施設のライフサイクルを見据えた、機能的で柔軟な施設の実現」では、1点目として多様な学習内容、学習形態に対応した高機能かつ多機能な学習環境を整備するよう努める。2点目として増築、間取りの変更等、将来の児童数の変動及び教育内容、教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費や長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込む。3点目として小学校と他の施設との間での諸室、スペースの相互利用や、将来的な施設の転用等のニーズに柔軟に対応できる形態、配置、仕様、設備等とするなど、長期にわたって有効に利活用できる施設とするための各種の工夫を盛り込む。ウといたしまして「施設複合化による出会いや交流の促進と、安全性確保」では1点目として、小学校を中心に乳幼児から地域住民等の多様な利用者が自然に出会い、交流が生まれるような環境を整備するよう努める。2点目として地域利用や学校と地域の連携推進に配慮し、適切な規模の駐車場、駐輪場を確保する。またイベント時等、地域利用を含めた車両の混雑が想定されることから、車両出入口における見通しの確保に留意をする。3点目として敷地内では児童及び園児の登下校、地域住民が利用する地域開放エリアへのアクセス、資材の搬出入等を配慮した上で歩行者及び車両の動線を整理し、歩車分離の明確化等による安全性を確保した配置とする。4点目といたしまして小学校と地域利用施設とが同一敷地内に共存し、かつ学校施設の一部を地域開放することを想定した施設であるということを踏ま

え、安全、安心で豊かな教育環境を形成するとしております。エとしまして「避難所としての機能の確保」では、1 点目として平時の利用だけでなく、災害時の避難所としての機能を備えた施設として整備する。2 点目としてメインアリーナ及びサブアリーナは災害時の避難所利用を想定し、防災資機材用の備蓄倉庫を設置するなどし、避難者へ水、食料、毛布等の提供や数日間の避難生活が可能なる環境を確保する。3 点目として太陽光発電設備、非常用発電設備等の設置や、屋外運動場や駐車場等への緊急車両の進入、駐車スペースを想定するなど、非常時のライフラインが確保しやすい環境とするとしてございます。22 ページをお願いいたします。(4) ゾーニング、動線計画では 23 ページの図 3-2 でお示ししておりますとおりに本計画敷地の中での施設配置の概要を北側から駐車場ゾーン、施設ゾーン、グラウンドゾーンとしてそれぞれゾーニングの考え方についてお示しをしております。それでは資料 4-3 をお願いいたします。これはこれまで御説明してまいりました内容について、行政でまとめたイメージ図になります。ただいまゾーニングで御説明をさせていただきましたように敷地の北側には駐車場を、真ん中に施設ゾーンを、南側にグラウンドゾーンを配置してございます。校舎等の 1 階部分に集会施設やものづくり工房、IT 工房を配置し、2 階の特別教室を地域と共用で利用するとしてございます。小学校の体育館として活用するメインアリーナにはステージの奥行きを広めにとっていること、またバック動線を確保していること、控室を配置するなどホール機能を持たせるとともに避難所機能として防災資器材庫、非常自家発電装置、更衣室などを配置し、また体育センター機能として活用するサブアリーナにはシャワー室等を配置してございます。またサブアリーナの 1 階部分には児童クラブ、児童センター機能を配置してございます。こども園につきましては施設ゾーンの左側に配置してございますが、先ほども御説明をいたしましたように民設民営といったことも想定していることもあり、今後検討を進めてまいります。なおこのイメージ図はあくまでも市が考えたイメージでございまして、これで決定ということではないことを御承知おきを願います。基本的な考え方をお示しする中で今後、民間事業者から提案を求めてまいりますのでよろしくお願いたします。恐れ入りますがもう一度、基本計画(案)の 26 ページをご

らんいただきたいと思ひます。事業スケジュールでございますが平成 31 年 4 月を目途に高浜小学校新校舎を供用開始する予定で、既存施設の解体及びその他の施設の建て替え、整備、機能移転等を順次行い、施設全体の完成を平成 34 年度中としてございます。基本計画（案）の説明は以上でございますが、最後に議会の皆様にも関係いたします全体スケジュールについて御説明をさせていただきますので、資料 4-4 をお願いしたいと思ひます。本事業では平成 26 年 1 月に公表いたしました「新たな地域活動拠点の形成を目指して」とした基本方針にもありますように、事業手法として P F I を導入して進めてまいりたいと考えてございます。したがってこの本スケジュールは従来方式の建設スケジュールではなく、民間活力を活用するいわゆる P F I 手法にのっとったスケジュールを想定して作成しておりますので、よろしくお願ひいたします。今後の予定といたしましては 1 月下旬から 2 月上旬にかけて P F I 導入の可能性調査として市場調査を行い、その結果を踏まえ実施方針（案）をまとめてまいります。この実施方針（案）につきましては、要求水準書（案）も合わせて、また本特別委員会で御説明させていただきますのでよろしくお願ひをいたします。またこの 2 月には高浜小学校区の町内会、教職員、P T A、施設管理者などを対象に、高浜小学校整備についての基本的な考え方を御説明をさせていただきますとともに、本日お示しをしております基本計画を 2 月には公表してまいりたいと考えてございます。実施方針（案）、要求水準書（案）につきましては 3 月に公表する予定で考えてございます。次に実施方針（案）等に対する質問等を踏まえ本年 4 月に実施方針を公表し、民間事業者等から質問や御意見を受け付け質問に対する回答をした後、P F I 事業として実施することの特定事業選定を行います。特定事業選定をしたあと民間事業者に対して入札説明書を公表してまいります。議会におかれましてはその予定価格となる事業費の債務負担行為の設定を本年 6 月議会にお諮りをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをします。また、本年 7 月より事業者提案を募集をいたしまして、第三者による事業審査を経て 12 月を目途に事業者決定をしてまいりたいと考えてございます。議会におかれましては事業契約締結について来年度、平成 29 年 3 月の定例会にお諮りをする予定で考えてございますので、よろ

しくお願いをいたします。事業契約締結後、事業者により基本設計、実施設計を行い、校舎棟の建設を実施する第1期工事を平成30年度末までに完成をさせ、平成31年4月供用開始を目指してまいります。その後アリーナ等を整備する第2期工事、こども園を整備する第3期工事、駐車場等を整備する第4期工事を行い、全体の供用開始としまして平成34年10月ごろを予定しております。以上が現時点で考えてございます全体スケジュールでございます。なお学校関係者や施設利用者等の皆様からは、民間事業者が決定したあと基本設計、実施設計をまとめる中でまたワークショップ等を開催をさせていただきまして、御意見をいただき、取りまとめを進めていきたいと考えてございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいま高浜小学校等整備事業基本計画（案）につきまして、資料4-1から4-4まで説明をいただきました。この中で質問等がございましたらそれぞれの資料のどこだということで質疑をいただきたいと思っておりますけれども、何かございましたら。

問（6） 以前の複合化の中では市立図書館だとかそれからいちごプラザ、こういったものも複合化するという、そういった案で検討されていたと思うんですけれども、今このところに理由や何か書いてありますけれども、必要なスペースが十分確保を取れないだとか、それから事業費の削減が図れないだとかそういった形のことが書いてありますけれどもこの辺のところ、それから当然このところは市民の方たちにいろいろ入っていただいてワークショップだとか何かもやっていたと思うんですけれども、その辺のところの経過が最終的にどのようになっているかというのを、ちょっとお伺いしたいと思っておりますけれどもお願いたします。

答（行政） 先ほどの御説明でもさせていただきましたが、2月にその施設関係者と利用者の方に対しまして昨年度ワークショップを参加いただいた方を中心に、やはりそのワークショップで出た意見が最終的にどのようになったかといったことが、まだ御報告をさせていただけてないところがございますので、それを2月のときに検討、結果した内容の経緯等を考え方をお示しをさせていただくという機会を設けさせていただいております。

問（６） ぜひ今まで参加していただいた方には、適切な説明をしっかりとさせていただきたいと思います。それから僕は前からちょっと言っていたことがあるんですけども、このところの小学校につきましては周りのところに民地があって、いわゆるこの図面で見ましても。

委員長 すいません、その資料４－１でよろしいでしょうか。

問（６） ４－３。

委員長 ４－３。

問（６） ４－３で通路が小学校の来賓車両入口とそれからこども園に車両の入口。今現在あそこのところには、今現状でいっていきますと小学校の楠正成ですか、その陶製の像のあるところが一つと、それから体育館のところが入り口が一つ。工事をやっていったときに、その２カ所の通路で周りには迷惑がかからずにできるわけでしょうか。そこら辺をまず聞きたいなど。

答（行政） 当然この民間事業者を求めていく中では、この施設の現状というか状況というものをお示しをさせていただきます。その中で当然その、今現在その活動されてみえる児童のお子さんだとか、そういった方たちの安全を確保する中で申しわけないですけども、こちらの入口自体はこの２カ所しかないというのが現実なところでもございますので、そういったところを特に児童の安全を確保する中で工事は進めていただくというようなことでは考えてございます。

問（６） 周りの民地の方がおみえになるわけですけども、そこら辺りにはある程度の接触は図ってみえるわけでしょうか。

答（行政） 今のところは、まだそこまでは接触をしていないというのが現状のところでは。

意（６） ぜひ周りに民家があるわけですので、その辺のところもしっかり説明をしていただいて、あとあと苦情等のないようにしていただきたいと思います。それから１点ちょっとお願いをしておきたいと思いますが、市立図書館は当初、小学校へ複合化するという話だったんですけども、もともと図書館につきましては、いつでもどこでも図書館構想ということで、どこでも本が借りられてどこでも本が返せると、そういった図書館を標榜していくという

ことでうちの今現在いろいろなことを進めてきておったわけですがけれども私はぜひ、前のときの一般質問でもやっておりますけれども、学校図書館を十分利用していただくと非常に、確かにセキュリティの問題だとかそういったものや何かありますけれども、もともとどこでも図書館構想の中には、市の公共施設でどこでも本が借りられて返せるということが言われておったわけですので、その辺のところを踏まえますと今回の公共施設の中でぜひ学校には図書館を上手に利用していつでもどこでも図書館構想ができるような、そういった形のことをぜひ推進していただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

問（７） ２点ほどお伺いしたいと思います。一応、普通教室が 24 ですか、こういうあれですけど。

委員長 すいません、資料のどこら辺の話ですか。

問（７） 4－2 の。

委員長 4－2、はい、何ページですか。

問（７） 18 ページ。

委員長 はい、どうぞ。

問（７） 新校舎の要するに普通教室です。22 と、一応また特別支援学級が 3 という数字が書いてありますけれども 1 学年を何クラスぐらいを予想されて、例えばきょうの新聞、複合化によって例えば児童数がふえたといった場合どういった対応をとられるのか、そこら辺のこともある程度考えられてこの諸室がしてあるのか。それと図面の 4－3 ですけども公民館部分が校舎棟と同じ階にあるということでセキュリティ等の問題をどう考えておられるのか、そこら辺のことを若干ちょっと。きょうの新聞ですかね複合化された施設でそういった問題が多いということをお心配されておるといような記事が載っておりましたので、そこら辺の考え方を少しお聞きしたいと思います。

答（学校経営） まず、最初に普通教室の御質問に対してお答えをさせていただきます。普通教室につきましてはごめんなさい、普通教室の前に児童数の増減ということで今、私どもが掴んでいる数字では来年度から高浜小学校、1 ク



ラスふえる予定になっています。18 ページに書かせていただきましたように 22 学級という数字を盛り込ませていただいております。この 22 学級というのが、平成 33 年度までの数字を今掴んでいるんですが 22 学級以上になることはないと予測しております。万が一 22 学級を超えるような事態になった場合という御質問もありましたが、この場合 4-3 の図面にございますが CR というところが普通教室になっています。CR の間とか特活という、特別の特という字に活動の活という字、特活という部屋を設けさせていただいておりますが、こちらが各学年一つずつ設置をさせていただいております。このイメージ図の中では設置をさせていただいておりますが、こちらが柔軟的に使える教室を想定しております。万が一児童数がふえた場合はこの特活室を活用しながらクラスをふやしていくということも想定しているところでございます。以上です。

答（行政） それでは 2 点目の校舎棟の中にある、公民館等があることによるセキュリティの関係の御質問でございますが、今こちらはこれをイメージ的にまち協とか行政で取り組んでいる内容で考えていることをお答えをさせていただきますと、物理的に扉を設けるとか通常時はその行き来ができないような形で閉鎖をしていきたいという考え方で思っております。

委員長 ほかに。

問（11） 12 月、4-3 の図面からいきたいと思います。12 月 11 日の時点ではこのトラック、これは 180 メートルから 200 メートルだったんですけれども、なぜ 170 メートルに変わったのか 1 点と、あと体育センターのところ、地域交流館という名前になっておりますが、なぜその名前にしたのかというのが 2 点目。3 点目ですが、この 4-4 でワークショップ等を開催とありますけれども、このワークショップはどのような目的を持ってやられたのかというのを 3 点お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

答（学校経営） まず 1 点目の、運動場の 1 周の長さについてお答えいたします。この運動場につきましては学校の先生たちからも何度か意見を聞きながらこの数字にしたわけですが、学校としましては大体今、各学校とも 170 メートルぐらいのトラックになっているということです。なおかつこの高浜小学校、敷地が広いようであり少ないということで、やはり運動会等を想定した際に保

護者の皆さんも入れるスペースも必要ではないかということもありまして、今の考えの中では170メートルというのが一番妥当ではないかと考えております。以上です。

答（行政） 2点目の地域交流館の名前がなぜかという名称ですが、これは過去にもその行政が今お示しをさせていただく中でのわかりやすくするというところでそういった名称を使ってございます。この名称が決定という話でもないということを御理解をいただきたいと思っております。それからワークショップ等のございですが、こちらにつきましては今、事業者が決定した後に基本設計等を行っていただくんですけれども、その基本設計におきましては当然、諸室その辺りの部屋の使い方だとかそういったようなことが当然、現場の教職員の先生の方たちの御意見を頂戴していかないとそういったことが反映されていかないとということがございます。また地域の方の利用者につきましても、その後の運営も含めてどういったような整備の仕方がいいのかといったようなところの御意見をこのワークショップで行いたいと考えております。

問（11） ありがとうございます。まず地域交流施設という名前が決定されていないということですが、これは高浜市全体の体育館となるはずであり、地域という名前がふさわしいのかどうかということも含めて、市民の皆様に出されるときにこの地域という文字を使ったときに市民のものにならないのではないかという意図があり、このような質問をさせていただきました。私は市民交流施設という名前にしたほうが市民全体の方が使えると思うような、今度変更されるにしても地域のものでなくて市民全体のものだよという意志をここで表明されたほうがいいかなと思ひ、このような発言をさせていただきました。そのワークショップというものの実施ですが、これ4月から10月、12月ぐらいまでこの使い方と運営方法をお願いするということでしたが、このそういうことだけを市民の方にちょっとワークショップをやられるのはどうかなと思ひます。4-2にありますこの学校の建設のこの理念ですね、基本理念ですとかこの学校を建て替える、どうしていきたいのかということをも市民の皆さんとともに理解をしていただいてそれを醸造させていただきまして、それを運営やスタイル、また利用方法などに持ってきていただくには、この6カ月とか7カ月と

いう時間ではあまりにも短いような気がします。大体この施設の施設整備方針を理解されるまでにもかなり時間がかかると思いますし、皆様お忙しい中でその市民の方とワークショップとかされるわけですので、なるべく長い時間を取っていただいたほうが良いと思われませんが、その点はいかがでしょう。

答（行政）　ただいま委員のおっしゃった意見というものは参考にさせていただきますけれども、私どももこの施設整備、学校の整備に当たりまして国の補助金等をもたらうスケジュールもございますので、そういったスケジュールの中で考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

答（総務部）　神谷委員の御質問の中でこの資料の4-3、冒頭リーダーから申し上げておりますが、これはあくまでも決まったことではありませんので、決まっているのはこの基本計画によって資料4-2の基本計画（案）の23ページ、ゾーニングのここは、こういう形で民間の事業者さんに募集をしていきます。その細かい内容は民間さんが考えてやられますので、これ今回お出しした4-3というのはあくまでも私どもが進めてきてこうなるのかなあと、こちらが行政が考えた場合はこうなるのかなあとということですので、全くこれは決まったわけじゃありませんので、名称から全て決まっておりません。次に実施方針になってきますとさらに細かい資料となっていくしますので、それをまた見ていただいて御判断いただきたいと思います。

意（11）　ありがとうございます。決まっていないのは重々承知しておりますが、こういった細かいところにでも意識が出てしまうのかなと思ひまして、ちょっと御指摘をさせていただきました。ありがとうございます。

意（7）　今この4-3の資料ということでお伺いしますけれども基本的なこの位置関係、こども園と体育館があると思うんですが、これはあまり変えないでいただきたいと思っております。それはなぜかというとなりに近いのがある程度時間が限られた、いくら遅くても8時ごろまでに済むような施設を民地の方々のことを思うとそういったことを考慮していただきたい。なぜなら今の要するに高小の体育館を夜間使われておるんですけれども、そういったことで民地に住んでおみえになる方が結構うるさいと、そういった苦情も少しお聞きしますのでこういった配置、体育館が鉄道寄りです。こちらへもっていくという

ようなことも、これでも位置である程度こういった基本的なあれば、この位置で進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（13） 資料をどれというよりも、きょうの御説明の中でPFI方式というお話がありましたけれども、基本的に民間活力をお願ひをしながらというのですか、提案部分からお願ひするというお話になっておりますけれども、例えば共同企業体みたいな形でやられるような場面を想定すると幼稚園の部分も民間を想定するというお話ですので、現在の施設の運営主体となっているところがそのまま施設運営をしていくとは限らない可能性もあるということで考えたほうがいいのかその辺をちょっと考えて、要は運営まで含めて提案をされてくる可能性というのは、求めるのかどうなのかというところを少しお聞ひしたいです。幼稚園に限らず、です。

答（行政） 本日説明の中でもこども園につきましてはその民設、民営といったところも想定をさせていただいているといったところで、今後もう少し検討する時間がほしいというところがございます。したがって内容によってはその敷地のスペースをここ空けておいて、そこに民間さんで施設を建ててもらおうという選択もあるでしょうし、こちらのほうで行政のほうで建設をさせていただいて運営部分を民営というようなパターンもございますし、そこを少し今詰めているというような状況でございますので、申しわけございませんがそこまでちょっと詰めさせていただきます。

問（13） ですからその幼稚園に限らずの部分なんですけれども、例えばスポーツ施設に関してもそうですし、先ほどのプールはね、ここに設けないというようなお話がありましたからやっぱり民間かなあという気がしますがけれども、体育館ですとかそれから文化的なそういう施設という部分を考えたときに、より専門性の高いところが例えば提案の実施体の中にあつたというような場面が想定されないわけではないと思うんですよね。そのために現状の運営スタイルがこのままやっつけていけるのかということがない、ということにもつながると思いますのでそういう点を踏まえるとやっぱりしっかりとした、先ほど言ったよ

うに補助金の問題があつて時間がないということも十分わかりますけれども、いろいろな想定の中でさまざまな団体や地域、市民の方々に説明をしていっていただかないといけないのかなということをおもいます。特に要求水準をつくっていく段階で思いの部分と、それから物理的な要求の部分と、それとをともにしっかりと返していかれるところが当然大切になるんですということ、はっきりと申し上げないといけないと思うんですけれども、そのようなところを私は考えますけれどもどのようにお考えでしょうか。

答（総務部） まさしくただいま北川委員おっしゃるように、そこが新しい施設となった場合にキーポイントとなろうかと思ひます。当然そのことにつきましては要求水準書のほうでしっかりと考え方を明記させていただきたいと、こう思ひます。また、この高小の整備に当たりまして基本的に考えてきましたのは、まずは学校主体というこれは当たり前の話であつて、その中で先生方には御負担をふやすようなことはあつてはいかんと、そういう中で窓口をしっかりとした運営面で一本化を図つてやっていくという考え方を基本として進めてきておりますのでもう少し要求水準書でしっかりとお示したいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（3） 資料4-2の基本計画の15ページ、3番の基本計画（1）施設整備①基本計画、ちょっと確認なんですけれども、あくまでもこの基本計画、高浜小学校等整備事業計画（案）というものは、これはほかの4つの小学校区には基本的にこの基本計画の基本理念というものは、また別にできるという判断でよろしいですか。

答（行政） こちらは学校の複合化に当たつての考え方を前提のものでまとめてございますので、こちらは高小学校区の基本理念としてはとりまとめさせてもらつてあるということでございます。

問（3） ということは、これはあくまでも高浜小学校区の中での基本理念とア、イ、ウ、エ、オとその後続いていきますので、この高浜小学校とうたつてあるので、高浜小学校限定という考えでいいですね。

答（行政） 全体の部分にその基本理念をお示しをさせていただいて、

それ以降のア、イ、ウのところは後ろにも書いてありますように、高浜小学校区を単位としたというような書き方になってございます。これが、全体の部分が高浜小学校区での取り扱いをさせていただきますけれども、各小学校ごとにやはりそれぞれ地域の特色というものがございますので、そういったところでも学校のあり方をまずこちらにお示しをするというようなところで御理解いただければと思います。

問（3） ありがとうございます、わかりました。ちょっと一つ伺いたいのがこの部分で、高浜小学校区を単位としたまちづくりの拠点施設を形成ということで、内容が学校施設に地域のコミュニティの核となる機能を複合化することにより小学校区が一つのコミュニティの単位となり、さまざまな地域活動やまちづくりの拠点となることを目指すとあるんですが、ちょっとまちづくり協議会さんと、その理念というか、そのすみ分けというか、ちょっとそこら辺がもやとしてしまってちょっとわかりづらいんですけども、僕が頭が悪いんでわからないのかなあと、ほかの議員さんがわかっているのにちょっとわからないんですけども、ちょっともやとしてしまってちょっとわからないので御説明をいただけたらと思います。

答（行政） まちづくり協議会さんに関しましては、これまで5小学校区の説明会でも御説明をさせていただいておりますけれども、当面はすぐにまち協さんの活動場所が学校へということでは御説明はしておりませんが、今後そのまちづくり協議会としてのあり方を検討する中で、やはり私どもがこれまで大家族たかはまを進めてきている中で、まちづくり協議会活動の拠点という形でこの学校も活用できるようにしていけたら、というような思いはございます。

問（3） ちょっと今の話だと今後、このまちづくり協議会も入っていくという可能性もあるように私はとれたんですけども、今までの資料ですと公民館、港学区なんですけれども、公民館等は小学校へ機能移転としていく。まち協を残していくという形でしたけれども今後の市政運営、また市のあり方、また地方経済等いろいろ経済事情等も出てくると思うんですけども、そういったことも加味して30年、40年先どうまちづくりがあるかという部分で、まち協の

あり方も変わっている可能性があるという理解でよろしいですか。

答（副市長） まちづくり協議会の、自分たちのまちは自分たちでつくるという考え方に変更はないと思います。ただその拠点としては、将来的にまち協の役員等の皆様が小学校の中に入ったほうが活動がしやすいというような判断があれば、途中のところで移転ということも考えられるだろうかと思っております。今現在は、高浜のまちづくり協議会さん、倉庫や何かがほしいということで、改修もするという事もお聞きしておりますので今すぐ移転をするということは、まずないと思います。

問（3） ありがとうございます。またしっかりと動向は見ていこうと思いません。あとちょっとすいません、資料4-4で気になるところがございまして、高浜小学校の駐車場の件で、結構前からほかの議員さんからも出ていたんですが、下の第一期建設工事、二期、三期、四期と見ていったときに、一番最後の第四期のところで駐車場等という部分で供用開始が34年となっているんですけども、その前にアリーナのそういったこども園とか建設工事が始まって、アリーナの供用開始も32年という感じなんですけど、駐車場等の工事がどのくらいの時期でどうなのかなと。そこら辺のちょっと心配がありましたので、そこら辺のスケジュールということですのでまだあれなのかなと思いますけれども、ここら辺また気になる部分ですので、御説明いただけないかと思えます。

答（行政） 現在私どもが考えて想定してございます工事の進め方としては、やはりその仮校舎を建てるという予定は想定はしていないんですけども、今あるその現校舎の南の部分にかなり敷地も広いということもございまして、そちらへ校舎等を先行して建てていきたいと。説明の中にも、その屋外プールの部分を廃止するという部分もありますので、早々に屋外プールの廃止をさせていただいて、そのスペースをいわゆるその駐車場というような形で活用していくのかなと。いわゆる工事の進捗に応じて、段階的にその駐車場の整備をしていくというような形で、最終的にこの時期に全部をその駐車場が整備をされるというような内容で考えております。

委員長 まだまだご質問があろうかと思えますけれども時間が過ぎてしまいますので、最後に議会の会議の日程を御提案させていただきますけれども、小学

校の事業等の内容につきましてもう少ししっかりと見ていただくとまた違う視点での御質問等が出てくるのかなと思います。ということで2月10日までに、議会事務局に質問等を書面で出していただいで、そのあとの公共施設あり方検討特別委員会で報告、回答をしてもらうという形にしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上で、高浜小学校等の整備事業の基本計画（案）についての説明を終了させていただきます。

#### ⑤ 勤労青少年ホーム等の跡地活用について

説（行政） それでは勤労青少年ホーム等の跡地活用について御説明させていただきます。資料5をお願いをいたします。勤労青少年ホーム等の跡地活用につきましては、高浜市公共施設あり方計画（案）において、施設の総量圧縮により生じた未利用資産について、資産の売却、貸付などの方法について検討するとしてございます。勤労青少年ホームにつきましては、推進プランの見直しにおいて平成28年度からあり方を検討し、平成31年度に民間譲渡するプランとしてございます。今回、勤労青少年ホームを機能移転することに伴い、南テニスコートを含めた跡地活用を検討するというものです。2の基本的な考え方でございますが、本敷地はテニスコートを含めますとまとまった敷地であるということをかきましてスポーツ機能を有する民間施設を整備し、スポーツ機能の一つとして高浜小学校等整備事業基本計画において小学校の屋外プールを設置しないとしたことから、高浜小学校の水泳授業を民間の活力を導入して実施することとしております。3の公的資産活用のポイントでございますが、公共施設マネジメント基本方針の5つの柱にありますように、新たな運営方式として民間活力による効率化の促進として、民間施設の活用を含めた施設の再配置という観点から、当該敷地を売却または有償あるいは無償で民間に貸し付けることとし、整備に当たっては民間の資金により、市民のスポーツ活動、介護予防活動に資する施設を整備をしていただくことと考えてございます。4の敷地概要でございますが、面積といたしましては公簿面積ではございますが8,974.17平方メートル、約2,715坪でございます。5の跡地活用に求める施設で



ございますが、市といたしましては屋内プール、マシンジム、テニスコート、フットサルコートを設置を求めてまいりたいと考えてございます。最後に6、スケジュールでございますが、平成28年度にスポーツ拠点についての施設としての検討と合わせて市場調査を実施させていただき、平成29年度に提案募集と施設の解体を進め、平成30年度には民間による施設整備を行っていただき、平成31年度より事業を実施することを考えてございます。それでは、資料の右側の機能移転イメージをごらんいただきたいと思います。こちらは青少年ホーム等の跡地活用に係る機能移転のイメージをまとめたものでございます。先ほど跡地活用に求める施設として掲げました屋内プールを設置していただくことにより、高浜小学校の児童の水泳授業を本施設で実施。またマシンジムを設置していただくことにより、いきいき広場で実施しております介護予防事業などを本施設で実施していただくことが可能となります。現在いきいき広場のマシンスタジオでは、たかはまスポーツクラブさんが受託をしてマシンを使ったフィットネス事業や高齢者筋力向上トレーニング事業を実施しておみえになりますが機器の更新時期を迎えており、現在の予定では平成28年度にマシンを更新し、6年間借り上げる予定とお聞きしてございます。この借り上げ期間において、受託者でございますNPO法人高浜スポーツクラブさんとこの期間で今後のあり方を検討してまいります。今回の跡地活用では、その受け皿を整備していただくということを考えてございます。なお、小学校の屋外プールにつきましては吉浜小学校の屋外プールは改修してまだ間もないこと、翼小学校の屋外プールはまだ老朽化も進行していないということから当分の間利用するということではなく、改修の必要性の時期を踏まえて段階的に機能移転する予定であるということで御理解をお願いしたいと思います。このことは過日、校長会において校長先生からも「屋外プールは、モデル事業である高浜小学校の状況を踏まえ、段階的に移転することが望ましい」と意見をいただいております。したがってこのイメージ図では点線表示とさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。次にいきいき広場のマシンスタジオを、この民間施設に機能移転をお願いしたあとは、先ほど高浜小学校のところで御説明を

させていただきましたように高浜小学校の敷地を考慮し、スペース的、事業費的に機能移転を断念した図書館機能といちごプラザで提供している機能について、いきいき広場へ機能移転するという事を考えております。いきいき広場につきましては今回の庁舎整備におきまして、こども未来部と教育委員会を移転し、子育て支援と生涯学習のサポート拠点として整備されることもあり、その関連施設として図書館機能及びいちごプラザの機能を移転考えているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは資料5の、勤労青少年ホーム等の跡地活用について何か質問がある方はお願いをいたします。

問(6) 勤労青少年ホームの跡地に施設をというような、そういうお考えだと思いますけれども、南テニスコートのすぐそばにはサンビレッジ衣浦もあるわけですね。サンビレッジ衣浦には温水プールもあるわけです。あそここのところも聞くところによるとかなり老朽化も進んできているという話ですので、せっかくそういったことを考えられるのであれば、サンビレッジの改修だとかそういったことも一緒に。確かに施設が碧南の土地にあるということですけども、高浜も出資しているわけですのでその辺のところも一回踏まえて、一度検討していただけたらどうかなと思います。その辺の考え方はいかがでしょうか。

答(副市長) サンビレッジにつきましては衣浦衛生組合の熱源回収といいますがサーマルというリサイクル、そういった側面でやっている部分もあります。確かに老朽化の部分がありますので一度、その重要事項として会議等でその辺のことは、お話ししたいなと思っています。

委員長 ほかに。ほかになければ最後の6番目。

⑥ 医療法人豊田会との新たな協定に向けての高浜市の要望事項について  
説(保健福祉 主幹) それでは資料6をお願いいたします。分院の建て替えに伴いまして医療法人豊田会に対しまして私どもが要望させていただきました

事業でございます。まず1点目、病院運営につきましては自主自立した経営を行うことを要望しております。つまり病院の運営費補助金は廃止をするという方向で考えております。2つ目の診療態勢につきましては、現態勢に加えまして入院については新たに一般病棟を新設していただくことをお願いしております。3つ目の資産等の貸与等については、高浜分院が占有する土地について有償貸与とさせていただくこと、加えまして家屋及び償却資産とも課税とすることを要望しております。最後に4点目、高浜市の財政支援でございますけれども、建て替えに対する移設改修費補助金20億円を限度といたしまして分割で支給をさせていただくこと。民間移譲時に実施をしましたリフレッシュ工事に対する減価償却相当額の補助金につきましては全部償却するまで、つまり平成30年度まで継続をする。現協定で規定されております豊田会に対する地域医療、救急医療振興事業、並びに高度医療の補助金につきましては廃止をさせていただくということにつきまして既に医療法人豊田会に要望をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

委員長 ただいまの説明に対して何か御意見、御質問等がございましたら。

問(13) 具体的にいつ頃の段階で、どのレベルのところに要望を出したのかをお答えいただきたい。

答(副市長) 1月早々に豊田会の事務部長のところにお話しをしたと。今どの段階までいったかどうかは、ちょっと私は確認はしておりませんが、近々のところで豊田会の理事長のところにも話を持っていっておるとお聞きをしております。

問(13) 要は要望事項ということで、こういう基本的な考え方を持っていますよということをお伝えした、ということよろしいですね。例えばその協定書の、つくっていく段階の中で正式に豊田会からどういう要望があるんですかというお話があったのか、そういう話のレベルではなくて、高浜市の基本姿勢的な部分をお示ししたという理解でいいですか。

答(副市長) おっしゃるとおりであります。私どもは新しい協定を締結をしたいということで申し上げましたが、一応豊田会側からは、現協定の見直しということで進めさせていただけないかというお話はしていますが、その御指摘

はごもっともでございます。そのとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（５） 要望事項を示していただきまして、ありがとうございます。この中でこの要望事項というのは４つあると思うんですが、これは高浜市として譲れない、ここは絶対に譲れない点を示したという考えでよろしいでしょうか。

答（副市長） 全て譲れないということになると、今後の協定の中で締結ができないということも想定をされます。全てこのままでなければ締結をしないという意味で申し上げたものではありません。

問（５） はい、ありがとうございます。交渉があるのでその点は理解できますので。３番の資産の貸与等のところで、今まで説明会のところでは無償貸与ということで市民の皆さんに言ってきたと思うんですけれども、その点はどう説明、やはりこれは譲れないということで市民の皆さんの意見を踏まえて有償貸与にするということに考えを変えたということよろしいでしょうか。

答（副市長） 先に市民説明会で示しておるのは現協定がこのあとということで、基本線はここということで申し上げることがあるかも知れませんが、いろいろ考えるに当たって通常民間の病院でありますので、これが通常の形だろうと合意いたしております。

問（５） わかりました。私も一般質問のときには御回答のところ無償貸与というような御答弁をいただいたのは記憶していますが、そういうことを踏まえて有償貸与にするという市の強い思いも感じるということで理解をしております。あとは、現分院の跡地についてはどう考えているのかお示ください。

答（総務部） 跡地活用の関係でございますが、公共施設の推進プランのところで28年度から3年間だったか、ちょっと年数を今持っていないものですから、はっきりしたことは言えませんが、ある一定の期間を設けて考えていくとなっております。

問（５） 跡地は、その今の段階では市民の皆さんとか議員、私たちには示していただけないということでしょうか。

答（総務部） 先ほど申し上げましたように期間は設けてありますが、今から

その検討に入っていくということでございます。今現在はどうするという考えはありません。

問（５） わかりました。今の時点で示していただけないということは、今度の当初予算のときにもそういったことをやっぱり長い長期的スタンスで見て議員として判断をしていきたいんですけれども、その跡地のことについては現段階で示していただけないというのはちょっとどうなのかと思えますけれども、その点を一つ。

答（総務部） 示していただけないという御質問ですけれども、ないものはないです。以上です。

委員長 ほかに。

問（５） わかりました。ないものはないということなんですけれども、さっきの交渉相手があるのであれなんですけれども、勤労青少年ホームについては跡地の案は示していただいたということなんですけれども、もっと大きい問題で病院の跡地というのも非常に重要になってくると思うんですけれども、ないものはないと言われてしまうとしょうがないと受け取るしかないんですけれども、それを市民の皆さんの前でしっかりとと言えるのかどうか、その点お示してください。

答（総務部） 確かに28年度から検討していくということではありますが、今から検討を本当にしていかなければいけないという段階ですので、まずは青少年ホームもそういう段階ですので、先に青少年ホームには手を付けましたが、今後その跡地の対応については検討に入っていくということでもあります。よろしく願いいたします。

意（５） わかりました。そういったこともしっかりと示していただきたいと思います。やっぱりそういうことを示していかないと市民の皆さんのその意見というのが理解を得られないというか、そう今の時点でも反対をしている方がいらっしゃるんで、そういった方にもしっかりと説明するためにも、その今後の病院のあり方というか、その分院の跡地等も含めて全体像をもっとはっきりと我々に示していただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） この一般病床を申請するというのが2番目にありますが、いくつぐらのベッドというのは出してあるのかなのか、そこをお聞きいたします。

答（副市長） 一般病棟の新設については、当然ながら市民福祉の向上に当然つながっていくということと、地元医師会からも意向があるということで要望はさせていただいております。ただしその関係で実は今、愛知県が地域医療構想というものをこの3月までに策定をされます。その数によって市の要望があるかないかというよりも、そちらの計画にのっとったものでないと当然承認がされないという、そういうハードルがありますのでその部分については、私どもは刈総のお考えの中で進んでいきたいと思っております。

問（12） 地域療養型が150床から200床ぐらいつくられるという計画だと聞いていますが、地域療養型は1月16日の新聞に載りましたが、国が今30何万床全国であると載っていたんですが、それを半分ぐらいに減らすというような記事がございました。来年度から検討に入ってくるというようなことも載っていたんですが、その関係ではどうなっているのでしょうか。

答（保健福祉） 療養病床の関係でお答えをさせていただきますが、まず初めに療養病床というのは3種類あります。介護療養病床、そして医療療養病床の看護基準25対1、そして同じく看護基準20対1、この3種類がありまして以前、新聞報道でありました14万床の削減については最初に言いました介護療養病床、そして医療療養病床のうち25対1の看護基準のもの、この2つについてが削減対象となっておりまして、医療依存度の高い看護基準20対1の療養病床についてはこれからも継続して残っていくとなっております。今高浜分院で実施をされている療養病床については看護基準20対1になっておりまして、対象から外れておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 まだまだ質問があるようですけれども、この件も含めて当局の説明等を1から6番までしていただきました。それぞれ質問も出していただきましたけれども、きょう初めてお聞きになった、見られた資料もありますので、2月10日を一つの期限として質問等ございましたら。

問（13） 申しわけないですけれども、2月10日を目安に事務局に例えば出して2月20日過ぎだとか終わりに委員会を開くとかいうことがあるということ

になると、3月議会に議案として上ってくるようなものに関係することに対しての回答というものが非常に遅れると思うんですよね。実際、その病院の件は出てくるかどうかわかりませんが、これに関わってくるということのは多々あるわけですから、実際これ資料提出して、それでもってまとめて回答をもらうというような形というのはまずいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 時間の関係もありますけれども、お昼休みとって昼からやりますか、それともこのまま継続して審議を続けたほうがよろしいですか。議長、どうでしょうかね、何か御意見ございましたらお願いします。

意（議長） ここまでやられたんで、基本的には継続してやって、このまま最終していただきたいと考えておりますけども。

委員長 それでは北川委員が言われた病院の件については、ここで全て質問を出していただくということで、このまま継続して質疑を行います。では質問ある方、お願いします。

問（13） 病院の件というかちょっと分けて、要は市民説明会のときにも基本的には市は分けて説明していたと思うんですけれども、中央公民館の廃止、解体のことに病院の移転の話ですけれども、3月定例会で例えば豊田会と交渉が決裂した場合でも中公の廃止、解体というのは見直しプランのスケジュールに沿ってやっていくのかどうなのかというところが現段階で確定しておることであるならばその御返答をいただきたいと思ひますし、それからどこまでに確実に返事ができるということを、もし現段階で返答ができないのであればどこまでに我々に示すというところの御返答もいただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

答（総務部） 最初に北川委員おっしゃいましたように、地区説明会で中公と病院とは分けて説明をさせていただいております。その考え方は御承知のとおりだと思ひます。ですから、中公の解体につきましては平成28年度の当初予算において予算を計上させていただき、御審議をいただく予定でございます。

問（13） ということは豊田会との協定書、あるいはそれが極端な言い方をすると、きょうこれお示ししていただいた基本姿勢ということで受け止めますけ

れども、これ自体を今後もっと詳しく打ち合わせをするというか折衝をしていくという部分の中でいうと、3月定例会を超えてそれ以降になる、協定書の例えば締結が、それ以降になるという可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

答（副市長） 今、私どもは3月に行われる豊田会の理事会に間に合うように協定書の詰めをやっています。協定書という形よりもまずは覚え書きというものでつくっておいて、実際の建て替えが始まる前にきちんとした協定書という形になると思いますが、まずそれに間に合わないと当然日程が遅れていくということになりますので、実はきょうも昼から刈総へ私が出向く予定としています。短い期間での交渉事となってきますので今、精力的に動いているという状況でございます。

意（13） 一番初めにこれには中公の廃止、解体の件と、病院の部分というのは別だということずっと聞いてきておりますので、実際医療行政というのは先ほど答弁の中でもありましたけれども、例えば国だとか県が示す今後の動向というものもあるやということも思いますので、ぜひ中公を病院がくるから早く壊さなくてはとっておられる方も市民の中にみえますので、それはやっぱりそうじゃないというところをしっかりと示していただくためにも。それから医師会が、豊田会さんには恐縮な言い方かもしれませんが、3月にあるっていうことであっても、それが例えば4月に必要ならば開いていただくべきでしょうし、5月に必要なら開いていただくべきだと私は思うんですよ。それぐらい重要なことだと思っんです。豊田会にとっても大事なことだと思っんですよ、何十億もお金を使うわけですからね。今度は、我々がつくるわけではなく、豊田会さんがつくるわけですから。ですから、そういったところも含めてしっかりと行政としての姿勢というものを示さないと、やっぱり違って聞こえてしまう市民の方が見えるということは非常に残念なことです。市の政策として進めていくためには、この前に2つの話をたまたま出していますけれども、今から多々こういったことが出てくると思います。ぜひそのところを、姿勢を崩さないように進めていただきたいと思いますけれども、市長から一度気持ちを。



意（市長） 北川委員のおっしゃるとおりでして、私どもは中公に関しては、前倒しをすることによって今後かかってくる費用、解体費、また緊急手段が必要になってしまうことを避けたいという中でやっておりますので、これは別問題となりまして複合化のために大変市民の方には申しわけないんですけれども、早期に解体をさせていただきたいということを言っております。病院に関しましては、これはもう新たに仕切り直して豊田会から病院の方向性が出ました、こんなような病院を考えていきたいと。私どもが考えておる内容も入っておりますので、その病院を高浜市につくっていく上で私どもは議会で締結した以前に、実はこれ民間移譲したときに20億を債務負担行為をやったということは、その時点で医療を継続するというをお約束しているわけですので、それを前提とした中の議決をしたものは非常に重要ですので、その部分を担保しながらほかの条件についてはここに書いてあるとおり、一般的なその病院を融資する中でのお考えを申し上げているところの中で協定を進めていくということになります。

委員長 よろしいですね。一つ提案ですけれども、中央公民館の解体が先なのか、分院がそこに来るのが先なのか、情報が錯綜しておって議員として市民の方から質問を受けたときに情報が少なく、うまく市民の方に説明ができないということで、もともと分院については公共施設ではなかったわけでありましてけれども、中央公民館が公共施設であり、それに付随したようなことで情報を提供してもらいたいというような意味合いでこの特別委員会で議論をさせてもらいましたけれども、ただいまの委員の発言にもありましたし、それ以前の質疑の中にもございましたけれども、もうこの辺で、きちんとその辺のすみ分けをしたほうがいいのかと思いますけれども、議長その辺何かございましたら御意見をお願いをしたいんですが。

意（議長） 最後のところで発言をさせていただこうと思っておりましたが1月5日、議員間討議の席でも申し上げましたように病院、これは民間移譲して公共施設ではございません。それがごちゃごちゃになって意見、質問等が出てくるというのは、これ委員会の権限を飛び越えてやられているということになりますので、そういう意味で言いますとどういふのかは別にしまして、病院の

関係につきましては全員協議もしくは常任委員会ございますのでそちらで御議論いただいて、この場はあくまで公共施設、これをどういう形で高浜の姿に合わせていくかということを議論いただきたいと考えておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

委員長 ただいまの議長の御提案に対して、何か質疑がありましたらお願いをしたいと思います。

質 疑 な し

委員長 特にございませぬね。

意（副市長） 実は今回の協定内容を、市で決定をして最後その決定事項に議会にお示しをするという形は避けたいと考えておりますので、そういうことになると一回だけになるかもわかりませんが、この特別委員会の場で協定内容の御協議をいただければと思っております。

意（議長） 今そういう発言いただきましたけれども、それは御相談いただければ適切な場をつくれますので、公共施設ではやめていただきたい。

委員長 ということで、また御協議させていただくということでお願いをしたいと思います。それではまた議題に戻りますけれども、先ほど委員からございましたように豊田会のこの提案というものは、報告についてはこの場での質疑は全て終結をさせておきたいと思っておりますので、ありましたらお願いをしたいと思えます。

意（6） 委員長、暫時休憩をしてください。短い会議で約束をしていたので、ちょっと休憩してください。5分くらいでいいです。

意（16） 委員長、2時から広域連合の会議がありますので。

委員長 暫時休憩、じゃあ5分、再開は12時15分。

休憩 午後0時05分

再開 午後0時12分

委員長 それでは全員お揃いのようなので、あとの会議等もございますので再開をさせていただきます。

問（６） それでは、ちょっと基本的なことを質問させていただきますけれども今現在、高浜分院の建物の所有は豊田会に無償譲渡していると、こう私は思っておりますけれども、現在の建物の所有者はどなたになっているのかちょっとお伺いします。

答（保健福祉 主幹） 建物の所有は医療法人豊田会でございます。

問（６） 所有者は医療法人でしたが、当然今の分院が移転したときにはその建物を取り壊すかどうかというのは跡地の利用の問題があるかもしれませんが、その建物が豊田会にある以上、その建物の取り壊し費用はだれが負担するのでしょうか。

答（保健福祉 主幹） 豊田会が持っている建物でございますので、私どもとしましては豊田会に建物を壊していただいて、土地を返していただくというところで考えております。

問（６） わかりました。当然今言われたとおりにやっていただくのが筋だと思うんですけれども、これが当然、今の分院が別のところに移転したということになればそういった話になると思っておりますけれども、それが今うちのほうのあれでは10年間豊田会にお願いするということで今現在進んでいるわけですね。それが、この新しい協定書というんですか、今豊田会は既定の協定の見直しとかいうことを言っているようですが、それが上手にいかなくてそのまま継続していった場合、当然10年で豊田会がそれを撤退したい、仮定の話なのでしにくいかもかもしれませんが、それが10年間たったときに、もしも豊田会が思う通りのことができないからうちは撤退したいという話になった場合に、前のときにもちょっと副市長が言われましたけれども、撤退、白紙撤回ということもあり得るとかいう話も出ていましたけれども、そうした場合に市はどのような形のことを考えるのか、その辺のところについてちょっとお伺いします。

答（副市長） 私が白紙と申し上げたのは移転先の話が白紙ということでありまして、現病院の撤退という話は一切出ておりませんので、当然ながら患者さんはいるし、そこで働いている職員もいますので、そう簡単な話ではないと思

います。

意（6） わかりました。それは今の話じゃないですけども、当然私どももかなりの無理をして豊田会にお願いをした経緯がありますので、ですからできるだけ今、市長が考えているような形で病院を移転させていただくのが、私も一番市民のためにとってもいいことだと思いますし、なんとか今のところから市民センターなら市民センターへ移転をすると、そういった形のものでできるのであれば、そのほうが市民のためにはいいのかなと。その辺のところ、とにかく今現在どれだけ市が負担をしているのか。そういった数字の又聞きでは聞いておるんですけども、一度きちんと今までどれだけの費用を豊田会に払って、今後今そのまま続けていくとどれだけの費用を負担していかなければいけないか、その辺の資料をぜひ出していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

問（13） きょうの、当初からそうですけれども、委員からこういう資料を出せ、ああいう資料を出せと言われて、はいはいと当局が返事をしているようなことはあってはならないと思うんですよ。ここは委員会ですから、委員長のほうでしっかりと委員の要望を受けていただいて、委員長から直接当局に要請していただくという形を取っていただきたいと思いますけれども。

委員長 じゃあ行政、出ます。

意（13） 正式に委員長に要請をしてもらってということです。

意（6） すいませんけれども、今言った資料を委員長から当局に請求をしてください。

委員長 正式に書式があるのかちょっと私覚えがございませんので、事務局に正式な書式で提出していただいて、それをもって私から行政に出していきますのでお願いをいたします。ほかに。病院の関係は、豊田会の関係はよろしいですか。

問（6） ちょっと質問をし忘れましてので、前の説明会のときにちょっと話が出ていたんですけども高浜の医師会ですね、私が聞いている限りでは、私がちょっと歯医者に行ったときに住民投票の資料が貼ってあったんですけども、高浜の医師会はこの件に対して、了承をしてみえるわけでしょうか。

答（保健福祉） 医師会の了承という言葉が大変漠然としていますが、医師会総意、医師会全体としてこの病院に対する意見というものは直接、市にはお聞きしておりません。個々の医師の方それぞれ考え方があります。医師会総意として市に対してという意見はありません。個々の意見を、市としてお答えをしているというところではありますが、医師会総意としての要望が市に対して今回のことであったというのは、まだありません。

問（6） 医師会としては賛成とも反対とも、そういったことは言っていないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

答（保健福祉） おっしゃるとおりです。

委員長 ちょっと1点訂正させていただきます。病院の関係は公共施設あり方検討特別委員会ではございませんので、6番の黒川委員の先ほどの、行政への数字をこう提出してほしいと、その質問の内容については議長に出していただいて、議長から必要があれば行政に出していただくということでお願いをしたいと思っておりますけれども、議長よろしいですか。

意（議長） 正式に資料請求という書式があると思うんです。きちんとした手続きをとっていただいて、この場で、思いつきであれ出せこれ出せというのはやめていただきたい。手続き、手順を踏んでいただきたい。

委員長 じゃあそういうことで、お願いいたします。それでは6項目の報告、連絡事項等ございましたら。質疑、やり足りない部分は豊田会を除いて2月10日を目途に議会事務局に質問内容を。

問（5） 先ほどの話の続きで、公共施設の中で病院の関係は、ここは切り離して考えるということでございますが、最終的にどうなったのか。

委員長 先ほど議長から、別途調整をしていこうというようなお話があったと思いますが。

答（議長） この場で議論する場ではないので、基本的には各派会議で決めさせていただいて、その場でどこで検討するかということを決めさせていただきたいという考えです。

委員長 長谷川委員、それでよろしいですか。

問（5） はい。ただ、先ほどのことで1点確認をさせていただきたいんです

けれども、豊田会の関係が白紙になって中央公民館を取り壊すことがなくなった、その場合に中央公民館を平成 28 年度に壊すという考え方を今持っているのはどうかと思うんですけれども、そこら辺は一度もっとじっくり考えて市役所の方も判断というか、今この場ですぐ豊田会が白紙になったからといってそのまま中央公民館を壊すというような議論に持っていくのはどうなのかなと思います。最初の計画で平成 31 年に中央公民館を取り壊すというのがある、説明会の中でも副市長も病院がたまたまそのタイミングできたので前倒しで今回壊すという話で進んでいると私は理解してしまっていて。そうしないと公民館がなくなると、高小のほうで。

委員長 すみません、長谷川委員。一月くらい前の、先の公共施設あり方検討特別委員会の中で、その辺の話は十分もんであったと思うんですけれども。もともとの計画は確かにそうだったと思いますけれども、そこで取り壊すとなるとその間は使えるようにしておかなくてはいけないということで、費用の発生がどんどん出てきます。この大変な時期に財政負担が増えるから前倒しでやりたいという計画の練り直しがあって、先の正規の公共施設あり方検討特別委員会で議論をされて、それは委員の皆さんが了解をされておるものだったんだと思うんですけれども、そうじゃなかったわけですか。特に長谷川委員からその辺の御質問はなかったように思いますけれども。

問（5） その辺のことは重々承知してはいますが、病院が、豊田会が来るからそのタイミングを見計らって、早く中央公民館を壊して市民の皆さんの不便をかけても中央公民館を取り壊す、先ほどの最初の成り立ちが副市長もそういう話をしたと思うんですけれども。そうでないと、高小に体育館ができるまでの間、中央公民館がなくなってその間市民の皆さんが不便をします。そこを財源と合わせてどう見るかということがまた出てくると思うんですけれども、その辺もまたきっちりとその議論でもんでいかないと、その先に壊すということが進んできてしまうと、そこは大変ちょっと早い、もっともっと議論をしていったほうがいいと思うのでこういう質問をさせていただいたんですけれども、その点いかがでしょうか。

答（副市長） 当初の推進プランで平成 31 年から 33 年の間に中央公民館を（不

明)という計画をつくったときに、平成38年に基金が枯渇しますという計画を恥ずかしながら私ども議会に提出をしました。そんな計画で良いのかという御議論があった中で、美術館の運営方法と中央公民館の取り壊しを前倒しをさせていただいて、ようやくここで門がつまると、その部分で門をつめるために中央公民館の取り壊しを早めたならば、その選択肢として病院が動かせるのではないかなということとでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

問(5) はい、そのとおりだと思います。なので、そうすぐなことだと思っ  
て、私は今質問をさせていただいたんですけれども、そういったことになると  
その間の高浜小学校のホールができるまでの間、最初の計画ではそこを残すた  
めに中央公民館を取り壊さずに体育館ができるまで待つということ動いてい  
たと思うんですけれども、それでたまたま病院の話も出てきたんで、副市長の  
お話があったので。

委員長 長谷川委員、その間にもう一つ先に公共施設の公民館を維持管理する  
のが大変負担になってきて修理費もかさんでくる、修繕費もかさんでくる、だ  
から前倒しで撤去していったほうがいいたろうという議論がされていたと思  
います。され尽くしたあとに。

問(5) はい、そこは。

委員長 わかっているでしょう。

問(5) はい、重々理解しておりますけれども、そこはわかっています。た  
だ、そことはまた別の考えが出てくるというか、そこはわかっているんですけ  
れども、またその当初予算のときにその壊す時期というのはもっともっと議論  
をしていかないと、そこはいけないと思うんですけれども、例えばその豊田会  
が白紙撤回になった場合は今一度その壊すタイミングというのは考えていかな  
ければいけないと思って私は質問させていただいたんですけれども。

委員長 その辺の答弁は、堂々巡りという気がするんですけれども。

意(議長) この場では公共施設全体をどうするかという議論をさせていただ  
いております。中央公民館につきましては設置管理条例というのもございまし  
て、そちらのほうで取り壊しの議案が出てきて、そこでどうするかというこ  
を最終的に議会で決めていく、ストーリーはそういうこととさせていただきます。今こ

の場でどうする、こうするという議論はやっていただいても、これは全体の中でどうだという議論しかできませんので、その辺を御理解いただいて発言いただきたいと思います。

問（５） その辺、理解して発言しておりますけれども、その中で先ほど市当局が 28 年度には取り壊すという答弁をされたのは、その辺どうかと思うんですけれども。

#### 不規則発言あり

説（総務部） この中公の解体につきましては承知してみえるという話ですので、先ほど議長からも設管条例、あるいは当初予算のところでもたまたまそういう審議になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

委員長 じゃあ予算審議のときにまた、よろしく願いをいたします。では時間もかなり迫ってますんで取りあえず、病院のこと豊田会以外のことについては 2 月 10 日までに質問があれば中央公民館の件も含めてですけれども、もしあれば出していただきたいと思えますので。それでは質疑をここで終了させていただきます。最後に何か議長からあればもう一回お聞きしますけれども。

意（議長） 先ほど病院側についてのことを申し上げましたけれども、引き続き事務局と調整させていただいて、各派会議を開かせていただいてどういう形で検討すべきか、ということを対応させていただきますのでよろしく願いいたします。それと当局につきましては 2 月 10 日までに整備計画、長期財政計画、合わせて出していただくようお願い申し上げますので、そのベースをもって御議論いただくように、できるようになるべく早く作成をお願いしたいと思っております。

委員長 当局におかれましては、よろしく願いをいたします。

#### 質疑・意見なし



## 2 協議事項

委員長 本日、協議事項はございません。

## 3 審査事項

委員長 本日、審査事項はありません。

## 4 その他

委員長 初めに私から一点、お願いをいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会は2月15日、月曜日、午前10時から、場所はきょうと同じく議場で行いますので、御予定をお願いをします。皆さんから何かあればお願いをいたします。

意見なし

委員長 それでは2月10日までに、質問等がございましたら議会事務局に提出をお願いいたします。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後00時30分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長